

会社の閉鎖について

日系企業のインドネシアへの進出は2013年～2014年の自動車関連企業の進出により急激に増加しましたが、以降はゆっくりと数字を伸ばしている状況です。現在は製造業からEコマースなどのIT分野、建設・住宅・不動産分野、飲食分野や近年、外資解放されたエンターテインメント分野などの進出が増えています。

【日系企業（拠点）数の推移】

2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
1,296	1,287	1,278	1,308	1,397	1,438	1,766	1,697	1,810	1,911

※出典 外務省領事局政策課

進出企業が増加する一方で、様々な事情から撤退を検討する企業が増加しているのも事実です。そこで、今回は会社の撤退・閉鎖手続きについてご案内いたします。

【撤退方法】

会社を閉鎖する場合は2つの方法が存在します。1つは現在稼働している事業の譲渡、もう1つは清算を行い、会社を閉鎖するという方法です。譲渡と言うのは現地法人株主が所有する株式の譲渡など、会社は新たなスタートを迎える形で存続します。一方、清算は会社を閉鎖するための各種手続きを行い、法律上会社が消滅しインドネシアから完全撤退することを意味します。

【清算プロセス】

会社法には第10章に「PEMBUBARAN, LIKUIDASI, DAN BERAKHIRNYA STATUS BADAN HUKUM PERSEROAN（解散、清算、法人格の消滅）」が明記されています。そこには解散理由として6つの条項が記載されています。①株主総会決議、②定款に定めた存続期間の終了、③裁判所の決定、④商業裁判所の確定判決に基づき破産が取り消しとなったが処理費用が支払えない場合、⑤破産した会社が破産法に定める支払を実施できない場合、⑥事業許可が取り消され、法令に従い清算しなければならない場合、となっています。今回は自社判断となる①でのプロセスについて記載いたします。

①株主総会決議

会社法では会社閉鎖を行う場合は株主の4分の3以上の参加・賛同が必要と定められています。会社によっては会社法以上に厳しい要件を定款で定めている場合もあるため、予め確認が必要となります。株主総会実施のためには、現地法人の株式所有者に対し株主総会の実施を案内し、閉鎖の審議について賛同してもらうことが条件となります。

②清算人の選定

上記決定後、閉鎖へ向けた各種手続きを行う清算人の選定が必要になります。

③新聞や官報での告知

会社の閉鎖を決定した株主総会后30日以内に2紙以上の新聞に解散を行うこと等を掲載する必要があります。これは債権者などに対し周知することが目的とされており、債権者は閉鎖する会社に対し請求書の発行（会社法では掲載後60日間有効）が行えるようになっています。

④AKTA（会社設立証書）作成後、法務人権省への届出

会社定款及び解散を決議した株主総会の議事録を作成し公証化を実施します。その後、新聞広告と上記資料を法務人権省へ提出し、法務人権大臣の承認を受けることになります。

⑤OSS での手続き

現在インドネシアで実施されているオンライン・シングル・サブミッション（通称 OSS：インドネシアでの事業許可、商業・営業許可を申請するシステム）で解散の届出を行う事になります。OSS の登録が出来ていない場合、直接投資調整庁（通称 BKPM）での手続きも可能ではありますが、今後は OSS での手続きに統一される予定です。

許認可関係の手続きについては以上の流れとなりますが、清算するとなると単なる許認可の取消しだけでは済みません。その他に重要かつ時間がかかる手続きとして労務処理と税務処理が発生します。

【労務処理】

会社都合で閉鎖する場合は、労働法に基づき従業員へ賃金や退職手当等の支払いが発生します。そもそもインドネシアは労働者寄りの労働法と言われるくらい、労働者に優位な法令となっています。その会社法の第 156 条に退職手当、功労金、損失補償金が明記されており、損失や不可抗力が理由の場合、退職手当は規程の 1 倍、功労金は規程通り、損失補償金も規程通りの支払いが必要になります。損失や不可抗力以外の理由の場合、退職手当は規程の 2 倍、功労金は規程通り、損失補償金も規程通りの支払いが必要になります。

【税務問題】

事業運営している場合、法人としての NPWP（納税者登録番号）、PKP（付加価値税課税事業者）、駐在員としての個人の NPWP などについて清算する必要があります。インドネシアとして税収入が関わっていることから、抹消手続きはインドネシアにとって何一つ良いことではないものです。その為、税務局も清算前ということもあり過去分まで遡った形で税務調査を実施し、追徴課税等を行う事に必死になります。また調査についてはものすごく長い時間がかかり平均でも 6 ヶ月～1 年超の時間がかかっているようです。この調査が完了しない限り、NPWP と PKP の抹消が実施されないため、調査期間中も継続した税務報告が必要となります。

★岡山県インドネシアビジネスサポートデスク（PT. JC 内）概要★

所在地：Rukan Tanjung Mas Raya Blok B-1 No. 46

Jl. Raya Lenteng Agung, Tanjung Barat, Jagakarsa,
Jakarta Selatan 12530 INDONESIA

デスク担当者：PT. JC 武井 和宏（たけい かずひろ）

対象エリア：インドネシア全域

※「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のインドネシアでの事業展開を支援しています（岡山県から[公益社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会](#)に業務を委託）。ご利用に当たっては、「[岡山県インドネシアビジネスサポートデスク](#)」[利用の手引き](#)をご覧ください。また、[岡山県産業企画課マーケティング推進室](#)（電話 086-226-7365）までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のインドネシアでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応しておりません。